

遠野市にお住まいの皆様へ 令和6年度版

不妊・不育にかかる治療費の助成を行っています



遠野市では、特定不妊治療・特定不妊治療に至る一環として行われる男性不妊治療、一般不妊治療（男性・女性）及び不育症治療に対し治療費の助成を行っています。

特定不妊治療費等助成金

	特定不妊治療	男性不妊治療
助成金額	1回の治療、上限10万円	1回の治療、上限5万円
助成治療	体外受精・顕微授精	特定不妊治療に至る一環として行われる男性不妊治療

一般不妊治療費助成金

助成金額	1年度5万円を限度 ※助成金額は夫婦合算額です。	助成期間	1子につき 連続した2年間
助成治療	医師が必要と認めた一般不妊治療		

不育症治療費助成金

助成金額	1年度に1回、上限5万円
助成期間	不育症治療を開始した日から出産などに伴い治療が終了した日まで
助成治療	医師が不育症と診断した場合の治療にかかる費用



詳しくは担当まで、「不妊・不育治療費助成について」とお伝えください。

問い合わせ先 遠野市 健康福祉部 保健医療課 母子安心係 TEL 0198-68-3186